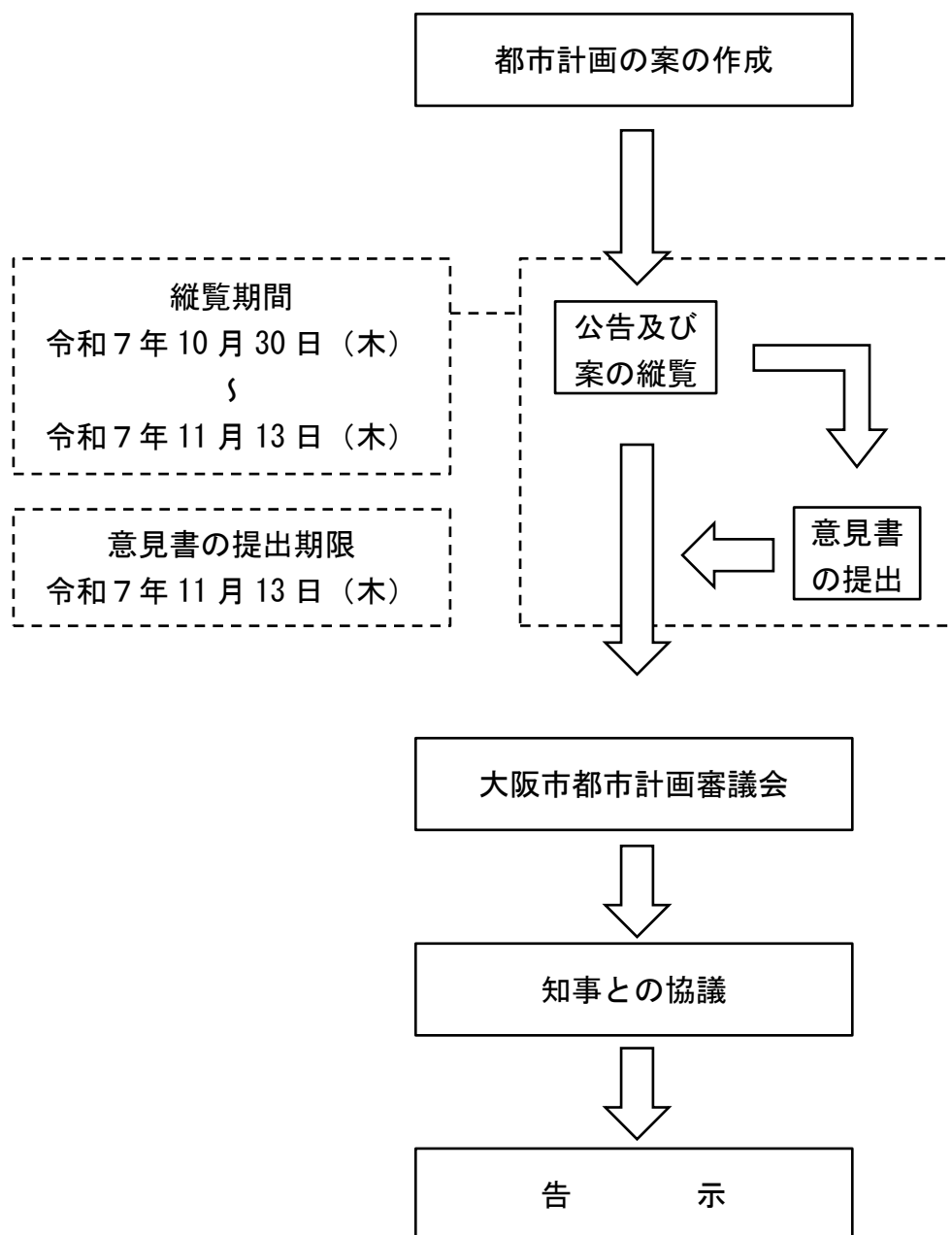


(参考資料)

生産緑地地区の変更手続



■生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内の農地等の緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を保全し、良好な都市環境の創出を図るものである。

本市では、令和6年12月20日現在、453地区、約62.06haを指定している。